

重 要 事 項 説 明 書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人 恵和学園
事業者の所在地	福岡県大牟田市正山町9番地
事業者の連絡先	0944-52-3198
代表者氏名	理事長 榎本 充

(2) 施設の概要

種別	幼稚園型認定こども園							
名称	学校法人恵和学園 認定こども園めぐみ幼稚園							
所在地	福岡県大牟田市正山町9番地							
連絡先	電 話 0944-52-3198 F A X 0944-52-3260							
施設長氏名	園長 榎本 充							
開設年月日	1949年（昭和24年）4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号			*8人	9人	9人	9人	35人
	2・3号	7人	12人	12人	13人	13人	13人	70人
	合計	7人	12人	20人	22人	22人	22人	105人
当園の基本理念・方針		・キリスト教の福音主義に立ち、子どもたち一人ひとりと向き合い、深い愛情をもって接することで、「やさしさを育み」、「個性を大切に豊かな情操を育む」教育・保育を行います。 ・大牟田市特定保育・保育施設及び特定施設型保育事業の運営に関する基準の定める条例（平成26年9月26日条例第15号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。						

*満3歳児

※ 3・4・5歳児の1号認定には、新2号も含む

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2962㎡
	園庭	690㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート構造
	延べ面積	927㎡

(4) 主な設備の概要

設備	居室数	備考
乳児室	1室	つぼみ組：0歳児・1歳児のクラス
保育室	4室	もも組：2歳児クラス チューリップ組：3歳児クラス たんぽぽ組：4歳児クラス ゆり組：5歳児クラス
テラス	1室	雨の日でも遊べる屋根付き遊技場
ホール	1室	誕生会等の行事や日常の活動など、多目的室内遊戯設備
図書室	1室	4000冊以上の本を揃えた「こぐま文庫」
エレベーター	1機	車いすでも上下階に移動が可能な昇降機
調理室	1室	給食業務は業者委託で、自園給食を提供

(5) 職員体制（2026年4月）

職種		員数	常勤	非常勤	備考
園長		1人	1人		
副園長		1人	1人		
保育教諭		16人	5人	11人	
事務員		1人	1人		
バス運転手		2人		2人	
衛生職員		1人		1人	
体操教室講師		1人		1人	
絵画教室講師		1人		1人	
医師（嘱託）		2人		2人	小児科医1人、歯科医1人
調理員		委託給食業者 福岡県南部給食センター 施設管理栄養士の指導の下、必要な調理員を配置しアレルギー除去食にも対応。			

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分 ～ 午後2時00分（5時間）
預かり保育	保育時間	朝：午前8時00分 ～ 午前8時30分 夕：午後2時00分 ～ 午後6時30分 土曜：なし
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日 ～ 1月3日）	
	盆休み（8月13日 ～ 8月15日）	
	夏季（その年による） 1学期終業日翌日 ～ 2学期始業日前日	
	冬季（その年による） 2学期終業日翌日 ～ 3学期始業日前日	
	春季（その年による） 3学期終業日翌日 ～ 1学期始業日前日	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分 ～ 午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時00分 ～ 午後4時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	午後6時30分 ～ 午後7時00分
	保育短時間	午後4時00分 ～ 午後7時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分 ～ 午後7時00分
	土曜日	午前7時30分 ～ 午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日 ～ 1月3日）	
	盆休み（8月13日 ～ 8月15日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）		利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
記念品代		500円		
実費徴収	給食費（1号）	月・水曜日（全員給食）	主食費 600円 副食費 2,200円	2,800円
		週3回	主食費 900円 副食費 3,400円	4,300円
		週4回	主食費 1,200円 副食費 4,600円	5,800円
		週5回	主食費 1,500円 副食費 5,800円	7,300円
	給食費（2号）	週6日	主食費 1,400円 副食費 4,800円	6,200円
その他		1号認定子どもの 預かり保育に係る費用	1時間当たり	100円
		2・3号認定子どもの 延長保育に係る費用	1時間当たり	100円
教材絵本		もも組以上 5月に口座引き落とし	絵本の金額×12か月分	年間一括

保護者の仕事の都合、または園長が認める事由により保育が必要となった場合、預かり保育・延長保育を利用することができます。

- ※ 教育および保育時間は月額で定められています。欠席する日や月がある場合でも、在籍されている期間中は、その月の保育料を全額納めていただきます。
- ※ 入退園において、月の途中となった場合、日割りでの請求となる場合があります。
- ※ その他、園生活に必要な教材・体操服・園外保育に係る費用・写真代などの実費費用が発生します。
- ※ 1号認定の子どもも、月・水曜日は全員給食です。火・木・金曜日に給食を追加される際は、別途納入

が必要です。また、希望される方は、火・木・金曜日は牛乳を、金曜日はパンをそれぞれ注文することができます。(2025年度は、牛乳 90 円・パン 140 円 … 変動あり)

- ※ 希望された給食・牛乳・パンの代金は、月末締めで請求させて頂き、翌月口座引き落としとなります。
- ※ 給食は月額で定められています。欠席する日がある場合でも、在籍されている期間中はその月の給食費を全額納めていただきます。
- ※ 送迎バスを利用される方は、別途料金が必要になります。(往復 2,000 円, 片道 1,000 円)
又、弟妹児はそれぞれ半額になります。(往復 1,000 円, 片道 500 円)
- ※ 園児・保護者・その他家族等の故意、過失または趣向により、保育室等または備品につき、通常の保守管理の程度を超える補修が必要となった場合には、保護者の費用により原状に復するか、または相当の対価を納めていただくことがあります。

(8) 支払い方法

口座振替 … 毎月月末に締め切り、翌月の 20 日頃に請求額をアプリで通知します。
(支払い方法は、原則として口座引き落とし)
支払期日 … ご利用月翌月の 25 日 (休日の場合は次の営業日)

- ※ 預金通帳の摘要欄には「エンノウキン」等と印字されますのでご承知おき下さい。
- ※ 口座引き落としができなかった場合、諸費袋にて 3 日以内に納入願います。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

当園では、教育基本法・学校教育法・認定こども園法、・子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成29年告示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年告知)、保育所保育指針(平成29年告知)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

『やさしさを育む』教育 … 今の子どもたちに必要なのは、心の教育です。

- * 人の痛みが分かる、やさしい思いやりの心を育てます。
- * 自然をたいせつにし、神様に感謝する心を育てます。
- * 明るく健康な身体を養い、豊かな感性と創造力を育てます。

『身体の健康と豊かな情操を』 … 一人ひとりの個性を大事にしながら、健康な身体と確かな運動機能、豊かな情操の発達を促す教育に力を入れています。

- * 思いっきり体を使い、のびのびと遊ぶことで、丈夫な体を作ります。
- * リズム遊び・絵画・絵本の読み聞かせ等、発達にあわせた活動を通して、豊かな感性・情緒を育てます。
- * 友だちと交わることで、社会性や協調性を養います。
- * 個性を大切にし、自分で考え行動できる力を養います。

☆ 礼拝 … めぐみ幼稚園では、毎日礼拝をおこないます。

神様にお祈りをし、聖書の話の聞いたり、みんなで賛美歌を歌ったりする時間です。

- ・ 礼拝の中で育まれるやさしい心・感謝する心
- ・ 姿勢を正して、心を静かに

給食・おやつ提供

献立は業務委託している業者の栄養士が立て、施設内の厨房で調理します。和食を中心とし、季節や行事に合わせた給食・おやつを提供します。子どもの健康と健やかな発達を考え必要な栄養素やカロリーが摂取できる献立を作成します。

月曜日、水曜日は全園児給食となっています。園で子どもが口にする食材は、ご家庭にてアレルギーの安全を確認しているものとします。毎月の献立表をよく確認してください。食べたことのないものがある場合には給食の提供はできません。子どもの安全を考慮しお弁当を持参いただきます。

※ 園外保育など行事によりお弁当持参を保護者をお願いする日があります。

※ 園で提供する給食・おやつについては、食品衛生上持ち帰ることは一切できません。

1. 離乳食について

離乳食は特に、家庭と園が連絡を密にとり、子どもの育ちを見ながら安全にすすめていきます。

2. 食物アレルギーの対応について

〈すべての保護者へお願い〉

食物アレルギーはアナフィラキシーショックを引き起こす危険性があるため慎重に対応します。乳幼児期では、牛乳（育児用ミルク）、鶏卵、小麦、大豆、そば、甲殻類（エビ、カニ）、ピーナッツなどがアレルギーのおこる頻度の高い食品として挙げられます。食物を摂取し、上記症状があった場合は医療機関への受診をしてください。

〈食物アレルギーと診断されたら〉

- ・ 医師の診断以外では除去食の対応はしません。
アレルギー除去食が必要な場合、医師の診断に基づき所定の申請書を園にご提出ください。
- ・ 除去など園での対応が出来ないと園長が判断した場合は、お弁当の持参となります。
- ・ 誤食による事故防止のため、アレルギー除去食についてはアレルギー専用機、食器を使用します。
- ・ 食物アレルギーの子どもには月末にメニュー表確認など別途お願いする事があります。
- ・ 申請がない中でアレルギー症状と思われる様子が見られた場合、園から連絡をしますので医療機関の受診をお願いします。
- ・ 保護者からアレルギーの申請がなく、教育・保育中にアレルギー症状（ショック症状）を起こした場合、責任を負いかねます。命に関わりますのでアレルギー対応については細心の注意をお願いします。

3. 宗教上の除去について

宗教上の除去食について、園での対応が出来ないと判断した場合はお弁当持参となります。

(10) 年間行事

4月	入園式 対面式 歓迎遠足
5月	個人面談 交通安全教室
6月	保育参観 ファミリー参観
7月	プール遊び七夕まつり プラネタリウム見学 親子終業礼拝 年長組キャンプ
8月	めぐみ夏祭り 卒園生のつどい
9月	虫取り遠足 敬老会
10月	運動会 バス遠足 幼年消防クラブ大会
11月	お店屋さんごっこ 収穫感謝祭 焼き芋パーティー
12月	クリスマス祝会
1月	お餅つき たこあげ 郵便ごっこ
2月	豆まき お別れ遠足
3月	ひな祭り お別れ会 クラス会 卒園式

- ※ 行事の日程及び内容は「年間行事予定表」でご確認ください。
- ※ 毎月の誕生会、クッキング、図書室での読み聞かせ、絵本の貸し出し、保護者向けのサークル「めぐみ倶楽部」なども行っています。
- ※ 未就園児の親子お遊び会「こひつじる〜む」「こひつじ baby」も随時受け付けております。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	【1号認定こども】 - 施設の管理者が決めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 - 市が行う
利用決定	市が認定
退園理由	1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなった時（卒園を含む。） - 保護者から退園の申し出があった時 - 利用継続が不可能であると市が認めた時 - その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じた時

(12) 利用に当たっての留意事項

★ 通園について

- 家庭から送迎する場合は、8時半から9時ころまでに登園をお願いします。（1号）
8時半前や9時以降に登園する事情がある時は、園まで連絡してください。
- 2号3号のお迎えの最終時間は18時半で、19時までは延長可能です。18時半を過ぎる場合は、必ず18時半までに園へ連絡してください。
- 園に送迎を依頼している場合は、約束の時間を守ってください。（徒歩、園バス共に）
- 登園中、園からの緊急連絡がメールで送られてくる事があるので、注意しておいてください。

★ 家庭との連絡

- 子どもの健やかな成長のため、毎日の生活がより良いものとなるよう、子どもの様子を家庭と園の双方で把握することが大切であると考えています。そのため、保護者には以下をお願いします。
- ☆ 登園時に子どもの健康状態・機嫌など、いつもと違った様子が見られる、感じられる場合は、必ず登園時に受け入れをする保育教諭に口頭でお伝えください。
- ☆ 毎月、園だより・クラスだより・献立表などを発行し、翌月の予定やお知らせ・提出物・持ち物・クラスの様子などをお伝えしますので、必ず目を通してください。
- 子どもは園で経験したことや体験したこと、自分の思いや気持ちを保護者に伝えたいと思っています。園での様子を保護者も知っていただき、子どもと毎日の生活の様子を共有し、ご家庭でも年齢や成長に合わせた関わりを持っていただくようお願いします。

1. 連絡帳について

① 0. 1. 2歳児クラス

1日の子どもの様子を家庭と園で把握するため、健康状態・生活リズム・食事や睡眠、その他にもお迎え時間やお迎えの保護者確認のために活用します。必要事項に保護者の記入が無い場合や、連絡帳が提出されていない場合には、確認のため園から保護者に連絡をする場合があります。

② 3～5歳児クラス

保護者からの問い合わせ等があった場合及び、園からの連絡事項がある場合にのみ記入します。行事や教育・保育の状況などにより、連絡帳の記入ができない場合があることをご承知ください。

2. 服装・持ち物

園では様々な経験や体験を通して、衣類の着脱をはじめとする自分の身のまわりのことができるようになっていきます。また、子どもが安全で楽しく集団生活を送るために下記内容についてご協力ください。

- ① 誤飲などの事故の原因になるもの（取れかけたボタンやスパンコール・ビーズなどの落ちやすい装飾）や、園生活では必要ないと思われる華美な服装は避けてください。
- ② 毎日の服や靴は子どものからだのサイズに合ったものをご用意ください。
- ③ 使用した服や汚れ物は毎日持ち帰りいただき、清潔なものをご用意ください。
- ④ 名前は見やすいところにはっきりと、ご記入ください。（洗濯等の際には確認し、名前の消えかけているものは書き直してください。）

3. 園からのお知らせ・提出物について

- ① 園からのお知らせは必ずお読みください。また提出書類などについては、提出期限内に提出下さい。
- ② 次の場合は必ずご連絡ください。
 - A 入園したときの教育・保育を必要とする要件が変更されたとき。
 - B 保育認定の変更が必要となったとき。
 - C 保護者の勤務先・緊急連絡先・自宅住所・電話番号などの変更があったとき。
 - D 長期にわたり欠席するとき、退園するとき。
 - E その他必要と思われることは園にご連絡ください。

※緊急連絡が必要になった場合に、保護者から変更の申請がなく、連絡が取れないとき、園側は一切の責任を負いかねます。

4. その他

① 眼鏡をかけている子どもについて

園での活動中や、他の子どもとのかかわりの中でレンズに傷がついたり、破損することがあります。尚、その場合の補償について園は一切負いかねます。

② 園内での個人的なプレゼント（おみやげ・誕生日プレゼント・バレンタインなど）は禁止です。

③ 危険やトラブルを防ぐため、貴重品や玩具など教育・保育に必要な以外の物を子どもに持たせないでください。また紛失されても園は責任を負いかねます。

④ 通園かばんや、手提げかばんに過度にキーホルダーを付けることはご遠慮ください。

⑤ 指定された日のお弁当以外、園内への飲食物持込みはできません。食中毒などの発生があると園の給食提供ができなくなることと、アレルギー除去食対応の子どももあり、安全面の配慮からです。すべての子どもの安全な教育・保育のため、ご理解・ご協力をお願いします。

⑥ 精神状況等による特異な行動、患部（皮膚剥離・浮腫み等）、検体（排泄物・嘔吐物等）を心身状態の観察把握の為に写真・映像として記録に残す場合があります。

⑦ 園内、周辺での宗教活動及び政治活動、営業活動はできません。

⑧ 園敷地内は禁煙です。また受動喫煙の恐れとなる園周囲での喫煙もご遠慮下さい。

★ 病気・与薬・ケガについて

園では衛生管理に十分注意しておりますが、集団生活の場であるため、病気などに感染する可能性があります。子どもにそのような兆候、様子がみられた場合は、早めの受診、休養など、感染予防をお願いします。

1. 病気について

① 毎日の子どもの体調の変化にはご家庭でも十分気をつけてください。

② 子どもの体温が37.5度以上ある場合は、登園を見合わせ、園にその旨をご連絡下さい。

発熱がない場合でも、全身症状により体調不良が見受けられる時は、医師の診断を仰ぐようにしてください。

③ 前日までに病気などで園を欠席していた場合や、いつもと違う様子がみられる場合は、当日の教育・保育をお受けできない場合もあります。

④ 教育・保育中に体温が37.5度以上もしくはいつもと違う様子（体調・機嫌など）が見受けられる場合は、保護者にご連絡をします。

※ 園は集団生活の場です。感染を防ぐ為、お迎えをお願いした場合は速やかなお迎えにご協力ください。

⑤ 伝染性の病気（学校伝染病）にかかった時は、速やかに園に通知し、医師の登園許可が出るまで登園を見合わせてください。

⑥ 教育・保育中に感染症の疑いが見られた場合には、保護者のご了承を得ないで隔離するなどの対応をする場合があります。

⑦ 子ども及び保護者はじめ同居のご家族が、感染症に罹患された場合、速やかに園へご連絡ください。

⑧ 脱臼・アレルギー・熱性けいれん・その他持病をお持ちの場合は必ず園へご連絡ください。

⑨ 入園後に病気等が判明した場合は、その都度園へご連絡ください。

2. 園での薬の扱いについて

- ① 幼稚園で投薬が必要な場合は、投薬依頼書に必要事項を記入の上、必ず手渡しで依頼してください。
渡す相手は、担任でなくても送迎の際でも構いません。薬には必ず名前を書いて、小さな透明の保存パックなどに一回分のみ入れて頂きますようお願いいたします。
- ② 薬は医師の指示に基づいて、その定時に定量を投薬します。『熱が上がったら』『かゆがったら』など症状による判断での投薬はできません。
- ③ 薬は子どもを診察した医師が処方して調剤したもの、または、その医師の処方によって薬局で調剤されたものに限りま。保護者の個人的な判断で持参した薬は受け取りません。
- ④ 慢性の病気（気管支炎・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、主治医または、嘱託医の指示に従うと共に、相互の連携が必要となりますので、診断書を必ず園長までお知らせください。

3. ケガについて（事故発生時の対応について）

- ① 園では安全に配慮して教育、保育を行っています。ただし乳幼児が成長・発達する過程では、突発な行動に伴ってケガをすることもあります。教育・保育中にケガをした場合は、園で応急処置を行うとともに、園長の判断により保護者へ連絡します。
- ② 園長が医師の診察が必要と判断した場合は、専門医を受診します。緊急性が高い場合は救急車による緊急搬送を行います。
- ③ 病院で受診するとき（緊急の場合は受診後）、もしくはお子さんの状態をお伝えするときは保護者へ連絡をします。緊急を要することもありますので、連絡先は必ず連絡が取れる連絡先をご登録ください。
- ④ 登園前にケガをされた場合には、登園時に受け入れをする保育教諭に必ず伝えていただき、連絡帳にもあわせて記入して下さい。
- ⑤ 登園された際、ケガの症状により園長が病院での処置が望ましいと判断した場合には、保護者に病院受診をお願いする場合があります。
- ⑥ ケガの状況に応じて、ご家庭で安静、もしくは様子をみていただいたほうがよい場合もありますので、判断に迷う場合は医師にご相談ください。
- ⑦ 成長や発達過程で、かみつきやひっかき、言葉のトラブルが見られるようになります。園でもトラブルを未然に防ぐよう努めていきますが、子ども同士でトラブルが起こった場合には、必要に応じて双方の保護者に園よりお伝えします。
- ⑧ 子どもの行動がケガの原因となることもありますが、乳幼児の成長・発達過程によるものである点も含めご理解をいただき、過度に対象児を問い詰めたり、その保護者へ謝罪を要求することなどはお控えください。
- ⑨ 日常生活の中では、予測のつかない事故が起こり得ることがあります。教育・保育の上での事故を未然に防ぐため、園内環境を整え、安全点検、職員同士での連携、園内外での研修の実施等の措置を講ずるように努めます。

(13) 園医・嘱託医

医療機関の名称	古賀小児科クリニック
医師名	古賀 龍夫
所在地	大牟田市岬 1174-1
電話番号	0944-53-1150

(14) 園歯科医・嘱託医

医療機関の名称	辻歯科口腔外科総合クリニック
医師名	辻 政秀
所在地	大牟田市白金町 65
電話番号	0944-55-3333

(15) 安全対策

園では、以下の安全対策を実施します。

- ① 防犯カメラ・さすまた・カラーボール・セコムが設置されています。
- ② 子どもに防犯訓練を実施するとともに、職員には防犯研修を行います。
- ③ 降園時の送迎について
 - ・子どものお迎えを代理の方に依頼される場合には、保護者より事前の連絡が必要となります。
 - ・当日変更の場合は、必ずお迎え予定者だった方より、変更の電話連絡をしてください。

(16) 災害対策

防災管理者	理事長 榎 本 充
大雨・洪水・暴風 警報発令時	原則として教育・保育を継続しますが、園長が状況判断を行い、必要に応じて休園とします。
地震注意情報発表時	地震の前兆現象が高まったので注意する。 園長が状況判断を行い、必要に応じて休園とします。
地震予知情報 警戒宣言発令時	地震が発生する恐れが生じ、十分注意する。 警戒宣言が解除されるまで園は休園です。
突然の地震発生後	震度5以上の場合、安全が確保された段階で、すみやかにお子さんのお迎えをお願いします。
防災設備	自動火災通報装置、誘導灯及び誘導標識、スプリンクラー、消火栓、消火器、カーテン防災処理、避難用カート1台（6名定員）

防犯設備	非常通報装置 防犯カメラ設置 不審者対応用さすまた 防災センター（日本警備保障） 夜間警備業務委託（セコム）
避難場所	第1避難場所：認定こども園 めぐみ幼稚園 第2避難場所：めぐみ幼稚園 第2駐車場
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練を月1回実施します。
その他	施設は、園児の安全を確保するため、園設備や職員研修を行っております。 地域の警察署や消防署の指導・協力のもと防犯訓練・事故防止など職員研修で救命救急法研修に参加しています。

※避難訓練は様々な時間を想定して行います。お迎え時などの時間の場合はご協力お願いします

(17) 虐待の防止のための措置

園は、子どもの人権の擁護、児童虐待防止のため、虐待防止に関する研修を職員に実施します。また、虐待を受けている恐れがある場合は、早急に事実確認を行うとともに、防止策を講じ、関係諸機関へ報告します。

(18) 苦情等の受付・解決の方法

1. 苦情窓口

苦情に対して役割を明確にし、誠意を持って対応いたします。

苦情解決責任者	園長 榎本 充	電話	0944-52-3198
苦情受付担当者	副園長 梅崎 雅子	電話	0944-52-3198
第三者委員	日本基督教団大牟田正山町教会牧師 井田 博康	電話	0944-52-4137
第三者委員	学校法人熊本キリスト教学園理事長 佐藤 正史	電話	0968-62-0417

2. 苦情解決の方法

① 苦情の受付

- ・面接や電話、書面等により苦情受付担当者が受け付けます。
- ・面談や電話など口頭での苦情を受け付ける際に解決に努めるため、記録として録音する場合があります。また、録音された記録を関係諸機関および第三者委員へ資料として提供することがあります。
- ・第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情解決のための話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出者は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

(19) 倍書責任保険の加入状況

損害賠償については、園では東京海上保険に加入しております。

又、保護者の方には毎年、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入して頂いています。個人での負担は、以下の通りです。

保健の種類	独) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
保険の内容	賠償等
保険金額	1号2号認定子ども … 200円 (年間) 3号認定子ども … 300円 (年間) 5月に口座より引き落とし

保育料請求の明細の項目には、「学校センター」と記載しています。

(20) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(21) その他保護者に説明すべき事項

この「重要事項説明書」は、制度の変更・その他の理由により、変更する場合があります。
変更のある場合は通知文でお知らせします。

(緊急を要する場合、年度途中の変更もあることをご了承ください。)

私は、本書面により、事業者（ 職名 園長 氏名 榎本 充 ）から上記、学校法人 恵和学園
認定こども園 めぐみ幼稚園 について重要事項の説明を受けたことを確認します。

この重要事項説明書は2通作成し、保護者および事業者は署名または記名押印のうえ、各自その1通を
保有します。

令和 年 月 日

住 所	〒		
園 児 氏 名			
保 護 者 氏 名		印	
園児から見た続柄			
緊 急 連 絡 先			

事 業 者	所 在 地	〒836-00845 福岡県大牟田市正山町9番地		
	名 称	学校法人 恵和学園 認定こども園 めぐみ幼稚園		印
	代 表 者 名	榎本 充		
	電 話 番 号	(0944) 52-3198	F A X	(0944) 52-3260